

秦野市伊勢原市環境衛生組合の清掃施設に関する条例の一部を改正することについて

秦野市伊勢原市環境衛生組合の清掃施設に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日提出

秦野市伊勢原市環境衛生組合
組合長 高 橋 昌 和

提案理由

ごみの処理に係る経費に見合った額とすることを目的として、ごみを直接搬入する者から徴収するごみ処理手数料の額を引き上げるため、改正するものがあります。

秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 号

秦野市伊勢原市環境衛生組合の清掃施設に関する条例の一部を改正する条例

秦野市伊勢原市環境衛生組合の清掃施設に関する条例（平成24年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「220円」を「290円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第7号 秦野市伊勢原市環境衛生組合の清掃施設に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(ごみ処理手数料の徴収)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項のごみ処理手数料は、10キログラムごとに<u>290円</u> (10キログラム未満の端数があるときは、その端数を四捨五入)とする。ただし、ごみの総重量が10キログラム未満のときのごみ処理手数料は、<u>290円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(ごみ処理手数料の徴収)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項のごみ処理手数料は、10キログラムごとに<u>220円</u> (10キログラム未満の端数があるときは、その端数を四捨五入)とする。ただし、ごみの総重量が10キログラム未満のときのごみ処理手数料は、<u>220円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>